

令和7年度

公園等建設工事

(所沢航空発祥記念館展示更新業務委託)

プロポーザル方式(簡易公募型)説明書

令和7年5月

公園スタジアム課

説 明 書

## 1 業務の概要

- (1) 委託業務名 公園等建設工事（所沢航空発祥記念館展示更新業務委託）
- (2) 委託箇所 所沢航空発祥記念館／所沢市並木一丁目地内
- (3) 業務目的 所沢航空発祥記念館は、日本初の飛行場として整備され、飛行が成功した記念の地である所沢航空記念公園に平成 5 年に開館し多くの航空機ファンに親しまれている。開館当初は 36 万人を超える来館者があったものの、近年では 20 万人を下回る状況である。また、開館後 30 年を経て建築設備や展示物の老朽化が顕著である。  
本業務は、展示の大規模リニューアルを行い、航空発祥の地にふさわしい魅力ある所沢のまちづくりの核となる拠点として再整備するものである。  
展示のリニューアルにあたっては、航空という専門的な「展示」の充実に加え、新たなコンセプトとして「体験」と「交流」に重点を置き、最新の D X 技術を導入し、スマートフォンをかざすと実機解説や動画提供が行われる A R 技術や、V R ゴーグルによりバーチャルの世界を体験できるコンテンツを導入するなどし、魅力アップを図り、入館者数増を目指すものである。
- (4) 委託業務内容 別添「特記仕様書」参照
- (5) 履行期限 令和 9 年 3 月 3 1 日
- (6) 委託予定額 1, 1 2 8, 9 3 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 成果品 別添「特記仕様書」参照

## 2 資格要件

- (1) 令和 7 ・ 8 年度の埼玉県物品等競争入札参加者名簿の業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「催物等」、小分類「催物の企画・運営等関連業務」、「展示等関連業務」又は「その他催物関連業務」のいずれかに掲載された者であること。
- (2) 業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」において、格付けが「A」であること。
- (3) 会社の実績として、公示を開始した日から過去 10 年以内に航空関連の展示を行う博物館（博物館法による登録以外のものを含む）の新設、リニューアルに関する展示物の制作及び展示する業務の受注実績があること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当する者
  - ② 埼玉県財務規則(昭和 3 9 年埼玉県規則第 1 8 号)第 1 0 4 条において準用する同規則第 9 1 条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
- (6) 本件入札の公示日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公示日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

### 3 二次選定基準

2の要件を満たしている者の中から次の評価項目・評価基準に基づいて選定する。

「評価の視点」に2段で記載されている場合、上段の方が配点が高い。また、括弧書きが記載されている場合、括弧内の左側の方が配点が高い。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1 会社の業務実績	同種、同等業務の実績 (公示を開始した日から過去10年以内)	・航空関連の展示を行う博物館等の新設、リニューアルに関する展示制作業務(1件の受注額1億円以上か、未満か)の受注実績があるか ・かつ、博物館等の新設、リニューアルに関する展示業務の受注実績があるか(乗り物関連か、乗り物関連以外か)	15
2 業務責任者の業務実績等	(1)同種、同等業務の実績 (公示を開始した日から過去10年以内)	・航空関連の展示を行う博物館等の新設、リニューアルに関する展示制作業務の受注実績があるか(1件の受注額1億円以上か、未満か) ・かつ、博物館等の新設、リニューアルに関する設計業務の受注実績があるか(乗り物関連か、乗り物関連以外か)	10
	(2)業務責任者の資格	学芸員の資格を保有しているか	5
3 技術提案の内容	(1) 展示手法について、航空発祥の地にふさわしい魅力ある展示制作等を実現するための具体的な提案	的確性(与条件との整合性) ・詳細設計の整理および課題点が把握され、業務全体の整合性が図られているか	10
		実現性(提案内容の裏付) ・提案内容に根拠があり的確な内容となっているか	10
		独創性(創意工夫) ・航空発祥の地にふさわしい魅力ある展示を実現できる知見を持っており、詳細設計の内容にとどまらない工夫について提案がなされているか。	10
	(2) 展示内容などを踏まえ、入館者を増加させるため、リニューアルに向けた機運醸成に繋がる発信内容や手法、スケジュールの提案	的確性(与条件との整合性) ・詳細設計の整理および課題点が把握され、業務全体の整合性が図られているか	10
実現性(提案内容の裏付) ・提案内容に根拠があり的確な内容となっているか		10	

		独創性（発信計画） ・展示内容などを踏まえ、リニューアルに向けた機運醸成に繋がる発信内容や手法を計画的に実施することとなっているか	10
4 参考見積	提案価格	○参考見積額が委託予定額以下であるか ○（配点）×（1－（提案価格－基準額）／基準額） ※最も低い提案価格を基準額とする	10
	合 計	100	

#### 4 技術提案を求める具体的テーマ項目

次の具体的テーマについて、様式2号の5、6により1テーマにつきA3判1枚（横書き）で記入すること。追加資料等を添付した場合、そのテーマは評価の対象としない。

- (1) 展示手法について、航空発祥の地にふさわしい魅力ある展示及び展示物の制作についての提案
- (2) 展示内容などを踏まえ、入館者を増加させるため、リニューアルに向けた機運醸成に繋がる発信内容や手法、スケジュールにおける提案

#### 5 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園事業担当 石川・淋・斎藤  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話 048-830-5402（直通）  
電子メール [a5400-07@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5400-07@pref.saitama.lg.jp)（代表）

#### 6 手続き

- (1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法
  - ①受付期間 令和7年6月20日(金)午前9時から  
令和7年6月26日(木)午後4時まで
  - ②受付方法 電子メールにより提出すること。質問書の題名、説明要求内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。
  - ③回答方法 令和7年6月30日(月)午後4時までにホームページ上で掲示する。参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上でプロポーザル参加意思表明書を提出すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加者に適用する。
- (2) プロポーザル参加意思表明書(様式1号)の提出について
  - ①提出期間 令和7年6月20日(金)午前9時から  
令和7年7月 2日(水)午後4時まで
  - ②提出方法 電子メールにより提出すること。  
(確認後、参加表明書受付票を発行します)
- (3) 技術提案書(様式2号の1～2号の8)の提出について
  - ①提出期間 令和7年7月 4日(金)午前9時から

令和7年7月 9日(水)午後4時まで

- ②提出方法 電子メールにより提出すること。  
(確認後、技術提案書受付票を発行します)
- ③その他 参考見積内訳書(様式3号)を併せて提出すること。

## 7 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無 無
- (2) ヒアリング予定日 令和7年7月17日(木)  
ヒアリングの場所及び時間は、電子メール又は郵送により通知する。また、新型コロナウイルス感染予防等のため、状況により、面会以外の方法によるヒアリングを実施する場合がある。
- (3) 二次選定結果通知方法
  - ①ヒアリング後、二次選定を行い技術的な最適案を特定し、この技術提案書を提出した者に電子メールもしくは郵送により特定通知書を発行する。
  - ②二次選定を受けた者のうち、技術提案書を特定しなかった者に、電子メールもしくは郵送により非特定通知書を発行する。
  - ③非特定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由についての説明を求められることができる。
  - ④非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
- (4) ヒアリングでの提案説明方法
  - ①提出した技術提案書により説明する。また、ヒアリング当日に参考資料の配布やプロジェクト等の利用は認めない。
  - ②説明時間は、20分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。
  - ③説明は、原則として様式2号の4の業務責任者が行うものとする。
  - ④ヒアリング開始前に説明者の所属を事務局が確認するため、社員証等を持参すること。
- (5) その他  
本業務の契約にあたっては、二次選定により特定された者と発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約する。

## 8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
  - ①言語 日本語
  - ②通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が提出されなかった場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、二次選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した業務責任者は、原則として変更することはできない。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。
- (9) 参加者が1者の場合であっても、二次選定を行う。審査の結果、評価点が60点以上の場合は技術的な最適案とする。
- (10) 技術的に最適な者を特定後、業務を進めるうえでより良い内容とするため、発

注者から提案を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映を行うことがある。

(11) 履行確認について

- ①発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案事項の履行が確認できなかった場合は②の措置をとる。
- ②発注者は提出された技術提案書の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、不履行とみなす。この場合、発注者は、業務成績評定の減点（－５点）を行う。受注者は、このことにより「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがある。
- ③このほか、技術提案書の履行確認に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドライン Ver.6 を準拠する。

(12) 技術提案書の虚偽記載について

- ①発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。
- ②発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。この場合、発注者は、業務成績評定の減点（－１０点）を行う。受注者は、このことにより埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。
- ③このほか、技術提案書の虚偽記載に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドライン Ver.6 を準拠する。

(13) 参考図書の閲覧について

- ①参考図書 詳細設計業務の展示設計資料。
- ②閲覧対象者 本業務の入札資格要件を満たすものに限る。
- ③受付方法 問い合わせ先まで電話連絡により、閲覧予約を行うこととする。  
当日予約は不可とし、原則前日までに連絡を行い調整すること。  
都合により希望日以外での日程調整となる場合がある。
- ④閲覧場所 公園スタジアム課内指定箇所に限る。
- ⑤閲覧期間 令和7年6月20日(金)午前9時から  
令和7年7月 9日(水)午後4時まで
- ⑥提出資料 来課当日、任意様式により、閲覧を希望する者が入札資格要件を満たすことがわかる資料を提出すること。ただし、提出資料にて資格要件を確認できない場合、閲覧不可とする。
- ⑦注意事項 参考図書は紙資料とする。見積作成に必要と判断される場合には、別途電子データの提供を行うものとする。